㈡　㈠に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

二　国立大学法人評価委員会令の一部改正関係

1　委員等の任命

国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の外国人である委員等は、大学の運営に関して高い識見を有する者のうちから、文部科学大臣が任命することとした。（第二条関係）

2　委員長、分科会長及び部会長

委員長、分科会長及び部会長並びにそれらの職務を代理する者は、外国人である委員を除いた委員のうちから選挙することとした。（第四条から第六条関係）

3　議事

委員会が、会議を開き、議決する場合の要件として、外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないことを加えることとした。（第七条関係）

三　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行するものとすることとした。ただし、二は、平成二八年一〇月一日から施行するものとすることとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七四号）（文部科学省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年四月一日とすることとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令（政令第二七五号）（文部科学省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）の一部の施行に伴い、教育公務員特例法施行令その他の文部科学省関係政令について所要の規定の整備を行うものとした。（本則及び附則第二項関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。

◇海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七六号）（国土交通省）

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年一一月一日とすることとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二七七号）（防衛省）

1　予備自衛官の招集命令書の交付に関し、交付の日から出頭すべき日までの日数を短縮することができる場合を定めることとした。（第九一条関係）

2　即応予備自衛官の招集命令書の交付に関し、交付の日から出頭すべき日までの日数を短縮することができる場合を定めることとした。（第一〇二条の五関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十三号

国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第九条第五項、第三十四条の三第二項第一号及び第三号ロ並びに第三十四条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「出資」を「国立大学法人等による出資」に、「第五章　雑則（第二十二条―第二十四条）」を「第五章　余裕金の運用（第二十二条・第二十三条）　第六章　指定国立大学法人による出資の対象（第二十四条）　第七章　雑則（第二十五条―第二十七条）」に改める。

第二章の章名中「出資」を「国立大学法人等による出資」に改める。

第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条第二項の表医療法第七条の二第七項の項中「第七条の二第七項」を「第七条の二第八項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条第一項第二十五号中「第七十八条第五項」を「第七十八条第六項」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章　余裕金の運用

（運用の対象となる有価証券）

第二十二条　法第三十四条の三第二項第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（投資一任契約）

第二十三条　法第三十四条の三第二項第三号ロの政令で定める投資一任契約は、国立大学法人等が金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

第六章　指定国立大学法人による出資の対象

第二十四条　法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　当該指定国立大学法人における研究の成果（次号において「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二　前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）